

施策の目標 3

安定した暮らしの場の確保

施策 1 状況に応じた施設・住まいの確保

施策の方向性

- 要介護高齢者の状態に応じた施設・居住系の介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保を図ります。
- 高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活が継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備を支援します。

具体的な施策

1 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

- 「施策の目標 2：安心して暮らし続けるための環境づくり－施策 3：介護サービスの充実－具体的な施策 3：施設・居住系サービスの充実」を参照

2 多様な高齢者向け住宅の確保

(1) 養護老人ホーム

- 住宅に困窮している又は生活保護を受けているなど、環境上及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、入所の必要性を判定した上で、適切な入所措置を行います。
- 新たな施設整備は行わず、本市が設置する既存施設（1施設＝定員90人）を指定管理者制度の活用により、適切な運営に努めます。
- 本市の養護老人ホーム以外の施設にも、必要に応じて措置を行います。
- 入所者の介護ニーズに適切に対応していくため、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を活用しながら、入所者の生活の質の向上に努めます。
- 平成30年4月から中核市へ移行することに伴い、養護老人ホームの施設監査権限が本市に移譲されることから、人員、設備及び運営基準について指導、監査を実施することで、入所者の処遇の質の向上を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・養護老人ホーム 1施設・定員90人 [継続]

(2) 生活支援ハウス

- 60歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、独立して生活することが困難な高齢者を受け入れ、居住の提供のほか、生活援助員による相談、緊急時の対応等の援助サービスの提供等を行います。
- 新たな施設整備は行わず、本市が設置する既存施設（1施設=定員10人）及び事業委託している施設（定員20人×2施設）を、指定管理者制度等の民間の専門的な知識・経験等を活用しながら適切な運営に努めます。
- 入所者の介護ニーズに適切に対応していくため、併設又は外部の介護サービスを活用しながら、入所者の生活の質の向上に努めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・生活支援ハウス 3施設・定員50人 **[継続]**

(3) 軽費老人ホーム

- 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を、低額な料金で入所させ、居室、相談や助言、レクリエーション等のサービスを提供します。
- 新たな整備は行わず、社会福祉法人が運営する既存6施設（定員30人×2施設、定員50人×3施設、定員70人×1施設）の有効利用に努めます。
- 平成30年4月から中核市へ移行することに伴い、軽費老人ホームの施設監査権限が本市に移譲されることから、人員、設備及び運営基準について指導、監査を実施することで、入所者の処遇の質の向上を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・軽費老人ホーム 6施設・定員280人 **[継続]**

(4) サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

- 自宅での生活を継続することが困難となった場合に、必要に応じて高齢者居住施設への住み替えを可能とするため、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームの設置を推進し、高齢者が多様な居住系サービスの中から最適なものを選択できるよう、その環境づくりに努めます。
- 施策の推進に当たっては、市域全体で過不足なくサービス提供が行われるよう、住宅部局との連携のもと、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を事業者に対して説明し、可能な範囲での協力を要請していきます。
- 平成30年4月から中核市へ移行することに伴い、有料老人ホームの施設監査権限が本市に移譲されることから、人員、設備及び運営基準について指導、監査

を実施することで、入所者の処遇の質の向上を図ります。

また、サービス付き高齢者向け住宅についても、監査権限が本市に移譲されることから、住宅部局との連携による適切な指導、監査の実施により、入居者の生活の質の向上を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・サービス付き高齢者向け住宅 15施設・定員302人 **[継続]**
- ・有料老人ホーム 39施設・定員849人（※） **[継続]**
※ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（11施設・定員240人）を含む。

（5）高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）

- 60歳以上の高齢者を対象に、安否確認や緊急時対応などのサービスを行う生活援助員付きの市営住宅を維持します。
- 新たな整備は行わず、既存5施設（湖山18戸、賀露8戸、大森3戸、材木10戸、湯所11戸の計50戸）の適切な運営に努めます。
- 住宅部局との連携のもと、入居者の状態像を適切に把握しながら、高齢者世話付住宅生活援助員派遣サービスを実施します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）5施設・50戸 **[継続]**

3 安全・安心な居住環境の確保

（1）住宅改修・介護予防住宅改修（再掲）

- 「施策の目標2：安心して暮らし続けるための環境づくり－施策3：介護サービスの充実－具体的な施策1：居住サービスの充実－（12）住宅改修・介護予防住宅改修」を参照

（2）高齢者居住環境整備助成事業

- 要介護・要支援の認定を受けている者で、経済的に住宅改修が困難な世帯を対象に、安心して在宅生活を継続できるよう支援するため、家屋の改修に必要な費用の一部を助成します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・高齢者居住環境整備助成 **[継続]**
助成件数 (H27) 5 (H28) 3

(3) 住宅改修指導事業

- 高齢者居住環境整備助成を利用する者を対象に、高齢者の身体状況を考慮した改修工事をするため、家屋構造・資材・設備等に関して専門的な助言を行う建築士を派遣します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・住宅改修指導事業 [継続]

実施件数 (H27) 5 (H28) 3

(4) 住宅改修申請等支援事業

- 介護保険サービスが未利用のため、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）がない要介護・要支援認定者を対象に、介護保険の住宅改修費給付の手続きを円滑に行うため、助言や書類作成を支援する介護支援専門員を派遣します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・住宅改修申請支援事業 [継続]

実施件数 (H27) 134 (H28) 139

施策の目標 3

安定した暮らしの場の確保

施策 2 高齢者の住まいに関する相談体制の充実

施策の方向性

- 高齢者が賃貸住宅や施設などに円滑に入居できるよう様々な支援に取り組みます。
- 複数の相談窓口がお互いに連携しながら、相談者のニーズにきめ細かに対応します。

具体的な施策

1 住宅確保要配慮者への支援

- 鳥取県居住支援協議会に参画し、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する方）が賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みます。

※（参考）

鳥取県居住支援協議会（事務局：公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会）は、県内の自治体や不動産関連団体、福祉関係団体、その他居住支援を行う団体等により構成される団体。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・鳥取県居住支援協議会への参画 **[継続]**

2 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

- 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。
- 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組みます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・住まいの相談支援 **[継続]**